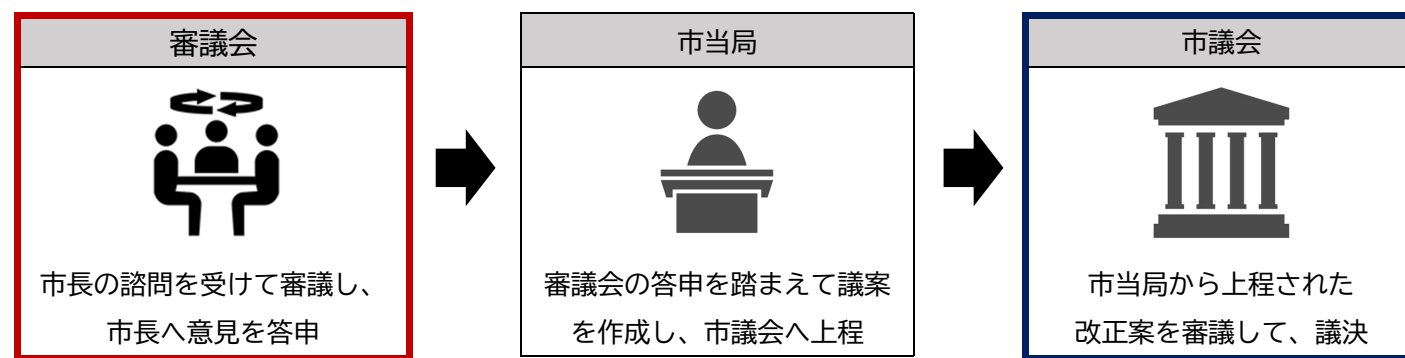


清須市特別職報酬等審議会の役割と今後のスケジュール等

1 清須市特別職報酬等審議会 の 役割・進め方

- 清須市の特別職（① 市長、② 副市長、③ 教育長、④ 市議会議長、⑤ 市議会副議長、⑥ 市議会議員）の報酬等の額は、それぞれ関係条例で規定されています。したがって、報酬等の額を変更する場合、条例を改正する必要があります。
- そこで、市当局は条例改正案を議会へ上程しようとする場合、事前に清須市特別職報酬等審議会を開催し、委員からご意見を頂戴するという手順が定められています。（右記参照：条例第2条）
- この審議会で、委員の皆様からいただいたご意見を元に、市は市議会へ上程する議案（報酬等の額の改正案）を作成します。委員の皆様には、どうぞ忌憚のないご意見を頂戴したく存じます。



【参考】清須市特別職報酬等審議会条例（抄） ※ 関係条文

(所掌事項)

第2条 市長は、議員報酬等(※)の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

※ 補記：市議会議員、市長、副市長及び教育長をいう。

(委員)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織し、その委員は、市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

第1回会議	9/16（水）【本日】	事務局から委員の皆様に対して、見直し案を提示し、その背景事情等を資料に基づいてご説明します。委員の皆様から、質疑やご意見をお受けします。
▼		
第2回会議	～9/18（金）【書面】	【委員 ⇒ 事務局】ご意見シートに必要事項を記載し、事務局へ送付してください。
▼		
第3回会議	10/7（水）	【事務局 ⇒ 委員】第1回・第2回でのご意見を踏まえ、報酬額の見直し案を作成し、第3回会議へ提出します。 【審議会委員間】事務局から説明のあった資料を元に、市長への答申をまとめるための最終的な意見調整を行っていただきます。

2 今後のスケジュール

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	市議会定例会			市議会定例会			市議会定例会	
報酬等審議会	審議		議案 上程準備	議案審議		予算案 上程準備	予算案審議	
市議会：条例改正案								
市議会：令和9年度予算							令和9年4月1日施行	